

法と教育学会

多様性の包摂と法教育

会員総会・第17回学術大会

2026年9月6日(日) 分科会・会員総会・シンポジウム

会場：早稲田大学早稲田キャンパス 8号館 (新宿区西早稲田 1-6-1)

《プログラム》(敬称略) ※プログラムは変更になる可能性があります。最新情報は法と教育学会ウェブサイトでご確認ください

9:00~

受付開始

9:30~12:00

分科会〔課題研究発表・自由研究発表〕(8号館教室)

12:05~12:15

会員総会①(8号館106教室)

— 休憩(15分間) —

12:15~13:20

昼休憩(昼食は各自ご用意ください)

ポスターセッション&ブックトーク(8号館地下1階)

13:20~13:50

会員総会②(8号館106教室)

— 休憩(10分間) —

14:00~15:00

基調提案(8号館106教室)

「多様性の包摂」を支える原理としての Equity

<基調提案者> 川崎 誠司(東京学芸大学教育学部教授)

<指定質問者> 加納 隆徳(秋田大学教育文化学部講師)

— 休憩(10分間) —

15:10~17:00

パネルディスカッション(8号館教室106教室)

多様性と包摂をめぐる法教育の課題

— 共感・公正・エクイティを、権利と制度の問題として考える

<パネリスト> 大畑 方人(自由学園中等部・高等部教諭)

金 珉 辰(筑波大学人間系准教授)

根 本 藍(弁護士)

<司 会> 加納 隆徳(秋田大学教育文化学部講師)

橋場 典子(関西学院大学法学部教授)

17:30~

参加者懇親会(「森の風」大隈記念タワー15階)

《参加費等》当日お支払いください

大会参加費：会員：無料、

会員外：1,000円(学生証の提示で無料)

参加者懇親会参加費：会員、会員外とも：6,000円

<< 会場までのアクセス >>

■東京メトロ東西線

「早稲田駅」下車 徒歩5分

■都バス(高田馬場駅→早大正門行)

「早大正門前」下車 乗車10分

■JR山手線・西武新宿線

「高田馬場駅」下車 徒歩20分



【基調提案】

「多様性の包摂」を支える原理としての Equity

川崎 誠司（東京学芸大学教育学部教授）

この講演では、「多様性の包摂」を支える原理としてのエクイティ（Equity）に着目し、社会科教育・法教育において「公正に判断する」とはどのようなことなのかについて考えたいと思います。

社会科では、社会的事象を「多面的・多角的」に考察することが重視されてきました。しかし、異なる立場や考え方を知ることと、それらを踏まえて社会的な判断を行うことは同じではありません。複数の立場が存在する中で、私たちは何をより公正な判断と考えることができるのでしょうか。そこでは、判断を支える「公正」という概念そのものを問い直す必要があります。

「公正」は、fairness あるいは equity と訳されますが、その意味を一義的に説明することは容易ではありません。とりわけ、多様性を包摂する社会を考えると、すべての人を同じように扱う「平等（Equality）」だけでは、必ずしも公正が実現されない場合があります。人びとの置かれた状況や背景が異なるのであれば、その違いに応じて異なる取扱いや支援を行うことが、むしろ公正につながることもあります。こうした意味で、エクイティは、多様な人びとを包摂するための基礎となる公正の原理として捉えることができます。

これまで私は、ハワイにおけるフィールドワークなどを通して、子どもたちが「公正」をどのように認識するのかを検討してきました。また近年では、デジタル教材「ニュースをつくろう！」の開発と授業実践を通して、同じ社会的事象に対しても、学習者の置かれた立場や着目する事実によって異なる公正認識が生じること、そして他者の判断との出会いによって、自らの判断が問い直される過程について研究を進めています。

重要なのは、異なる公正観の存在を確認するだけではありません。多様な人びとが共に生きる社会では、それぞれの立場から示される「公正」をどのように理解し、相互に検討し、社会的な判断へとつなげていくのかが問われます。そのためには、何を同じように扱い、何について違いを認めるのか、また異なる取扱いをどのような理由から正当化できるのかを考える必要があります。

本講演では、これまでの研究と授業実践を手がかりとして、「公正」という説明することの難しい概念を、教育の中でどのように扱うことができるのかを検討します。そのうえで、多様性を包摂する社会を構想するための判断原理として、Equity という視点について考えたいと思います。

【パネルディスカッション】

多様性と包摂をめぐる法教育の課題

ー 共感・公正・エクイティを、権利と制度の問題として考える

現代社会では、難民・移民、LGBTQ、障害のある人びとなど、多様な背景や条件をもつ人びとが共に生きるための社会のあり方が改めて問われている。こうした課題に対して、他者への理解や共感は重要である。しかし、「かわいそう」「寄り添うべき」「差別はいけない」といった共感や善意だけで、多様性をめぐる社会的な問題を十分に捉えることができるのだろうか。

法教育は、法知識や司法制度を学ぶことだけではなく、社会のなかに生じる不利益や葛藤を、権利・責任・制度・手続・公正の問題として捉え、社会の仕組みについて考える学びとしての可能性をもっている。本パネルディスカッションでは、多様な他者への理解を、社会や制度についての判断へとどのようにつなげることができるのかを検討する。

まず、大畑氏から、新宿・歌舞伎町を題材として、多様な立場にある人びととの直接的な出会いを組み込んだ授業実践について報告いただく。そこでは、単なる共感にとどまらず、支援と管理、自由と介入、自己決定と保護などをめぐる葛藤に学習者がどのように向き合うのかを考える。次に、根本氏から、学校等におけるルールメイキングの実践をもとに、異なる立場や利害を踏まえながら、ルールをどのようにつくり、見直ししていくのかについて報告いただく。さらに金氏からは、韓国における「法教育支援法」に基づく法教育と、多文化・包摂をめぐる別の制度的取組みとの関係について報告いただき、日本の法教育を国際比較の視点から捉え直す。

これら3つの報告を踏まえ、異なる立場や価値観をもつ人びとが共に生きるために、誰のどのような不利益に目を向け、何を公正と考え、それをどのような学習として実現できるのかを議論し、フロアとともに検討したい。

課題研究部会（313 教室）

【司会：小貫 篤（埼玉大学教育学部）・荻井 順子（弁護士）】

「刑事法・刑事裁判に関して何を、どう教えるのか —模擬裁判を超えて」

2025 年 6 月に懲役及び禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が創設された。拘禁刑は、「個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇の実現により、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ること」を目的としている（法務省）。この改正は、刑務所を懲らしめの場から更生の場へと転換するものと言われる。拘禁刑導入から 1 年が経過し、若年受刑者、高齢受刑者、障害を有する受刑者、依存症がある受刑者といった、多様な受刑者を想定した様々な取り組みがなされつつある。

そうした中で、法教育はどのように「更生」について取り扱っているのだろうか。学習指導要領解説高等学校公民編の「公共」では、「裁判員制度についても扱うこと」（内容の取扱い）とし、「刑罰の意義を含めた刑法の基本的な考え方、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるようにする」ことが明記されている。そして「何のために刑罰が科されるのか、なぜ予め犯罪と刑罰を法律で定めておく必要があるのか、なぜ検察審査会制度があるのか、裁判に国民が参加することにどのような意義があるのか」といった主題を考えさせることが例示されている。

しかし、学校現場の実態に目を移すと、裁判員制度の解説、あるいは教科書に掲載されている模擬裁判・模擬評議に費やされているのが現状である。「刑罰の意義、犯罪者の更生」などを考察するためには、授業者一人だけではなく、法律専門家などの外部専門家と連携して授業を実施することが必要となる。しかし、法律専門家などの外部専門家と連携して法教育を実施した小学校は 37%（法務省令和元年度調査）、中学校は 15.2%（法務省令和 3 年度調査）、高等学校は 24.7%（法務省令和 4 年度調査）となっており、外部専門家との連携は難しい実態が見られる。裁判員制度の解説や模擬裁判を超えて、法律専門家と学校が連携しつつ「刑罰の意義、犯罪者の更生」といった刑事法に関わる問題をどのように取り扱えばよいのかを検討することが求められる。

こうした問題意識から、本課題研究では「刑事法・刑事裁判に関して何を、どう教えるのか—模擬裁判を超えて」をテーマとして設定する。刑事法に関わる教育の可能性を考えるとともに、法教育にとって拡がりのある展開を探る方略として、議論を深めたい。

分科会の各発表は報告 20 分＋質疑応答 7 分＋休憩 3 分の 30 分間単位です。

第 1 分科会（309 教室）

【司会：矢田 健一（群馬弁護士会）】

発表①：小学校社会科における紛争解決学習の理論と方法 —児童の交渉技能の育成に着目して

〔発表者〕村橋 直樹（埼玉大学教育学部附属小学校）

本研究の目的は、小学校社会科における紛争解決学習の理論的枠組みと単元モデルを示すことである。研究方法は、先行研究を分析し、第 3 学年から 6 学年のカリキュラムと第 4 学年の授業モデルを構想することである。

発表②：小学校における「子どもの権利」教育 —いじめを権利侵害として捉える学習の開発

〔発表者〕二階堂 年恵（広島文化学園大学）

「子どもの権利条約」、「こども基本法」より、子どもを権利の主体として捉えるようになってきました。そこで近年増加している「いじめ」を子どもの権利侵害として捉える子どもの権利教育の在り方について考えます。

発表③：当事者研究とソーシャル・マジョリティ研究を援用した法教育

〔発表者〕野崎 雄太（北海道教育大学函館校）

DEI の困難性（岩淵 2025）や、合理的配慮の範囲の判断が容易でない（根田 2025）等の課題が指摘されている。課題の克服に向けて、当事者研究とソーシャル・マジョリティ研究を援用した法教育を提案する。

発表④：英国・PLE（Public Legal Education）キャンペーンにおける「(the) rule of law」の学習

〔発表者〕佐藤 伸彦（富山大学）

英国の法教育関連チャリティ団体が近年実施している PLE（Public Legal Education）キャンペーンとその教材から、初等中等教育での「法（法律）」・「規則」の扱いについて考えてみたい。

発表⑤：法教育が学校における少数派の権利意識に与える影響に関する考察

—— 法意識形成プロセスに着目して

〔発表者〕岡部 純一（筑波大学大学院）

法教育が普及している中、学校における少数派の権利意識が法教育によってどのように影響を与えるかについて、法意識研究やインクルーシブ教育から考察を行い、今後のシティズンシップ教育のあり方を研究した。

発表①：AI と自己決定権 ——AI 時代における法教育実践の試案

〔発表者〕阿部 哲也（江東区立深川第五中学校）

生成 AI の普及は、人間のあり方そのものを問い直すほど社会に大きな影響を与えている。本発表では、自己決定権を手がかりに AI との向き合い方を考える中学校社会科の法教育実践を検討していきたい。

発表②：法教育における中・高の学習内容の系統性・接続性について ——調停に着目して

〔発表者〕池田 泰弘（弘前大学）、安藤 嵩輝（筑波大学附属駒場中学校・高等学校）

法教育において、学習内容の系統性や接続性をどのように図るべきか。本発表では調停に着目し、中学校・高等学校における実践事例を踏まえながら、発達段階に応じた学習内容の構成とその在り方について報告する。

発表③：図書委員会を中心とした学級文庫の管理運営におけるルールづくりの実践

〔発表者〕吉田 稜（東村山市立東村山第一中学校〔学校図書館専任司書〕）

図書委員の生徒に各学級に設置する学級文庫の管理運営をおこなわせ、その運用について各学級の実情に合わせたルールづくりをさせることで、生徒の自治的な能力の醸成・育成につなげることを目的とした実践を報告する。

発表④：中学校社会科における「媒介能力」の育成 ——メディエーションの実践を通して

〔発表者〕寺本 誠（お茶の水女子大学附属中学校）

中学校社会科において、伝統文化の存続をめぐる架空紛争を題材に「効率と公正」を活用したメディエーション授業を実践した。生徒が利害を調整しルールを創出するプロセスを通じた「媒介能力」の育成意義を報告する。

発表⑤：大学生の憲法意識について ——2026 年度「憲法」受講者のアンケート分析

〔発表者〕菊地 洋（岩手大学教育学部）

衆議院では改憲勢力が 3 分の 2 を超え、改憲が現実味を帯びてきたが、若い世代はどのようにこの問題をとらえているのか。岩手日報と共同で実施したアンケートをもとに、岩手の若者の意識を読み解きたい。

発表①：高等学校「政治・経済」における法教育としての哲学対話

——「企業の利益と人権問題は両立できるのか？」の実践分析を通して

〔発表者〕得居 千照（静岡福祉大学）

本発表の目的は、高等学校「政治・経済」における法教育としての哲学対話「企業の利益と人権問題は両立できるのか？」の実践分析を通して、社会問題に対し、生徒が自ら問いを立て、対話を通して考える方法を明らかにすることである。

発表②：マンガでワークルール教育を

〔発表者〕藤澤 潤、小寺 弘通（大阪弁護士会出張授業プロジェクトチーム）

弁護士が作ったマンガで、わかりやすく労働問題を解説しています。現場でも大変好評ですので、ぜひやってみませんか？
<https://www.osakaben.or.jp/O1-aboutus/manga/>

発表③：校則の制定目的が満たすべき条件の導出

——「善に対する正義の優位」と学校教育の人間観の共通性に着目して

〔発表者〕上田 耀大（兵庫教育大学大学院学校教育研究科）

校則見直しの困難さは、校則の制定目的の多くが非合理的と断定されづらい相対主義的状况に起因する。本発表は、「善に対する正義の優位」を学校教育に適用し、それが校則の制定目的に課される条件となることを示す。

発表④：法律家とデザイナーによるルール×デザイン教育の実践報告 ——校則を題材として

〔発表者〕山下 宗一郎（岡山弁護士会）

法律家とデザイナーが共同で実施した全3回の校則見直しプロジェクトの実践報告。学内ルールとルールとして機能する環境をフィールドワークを通じて発見・観察し、規範と事実の両面から校則をデザインする教育実践。

発表⑤：法の支配をいかに教えるか ——国際法や国家の AI 利用を題材とした授業実践

〔発表者〕堀口 愛芽紗（早稲田大学本庄高等学院（非常勤講師）・駒澤大学法学研究所指導員（非常勤）・明治大学大学院情報コミュニケーション研究科博士後期課程）

本研究は政治・経済の授業において、法の支配をいかに教えるかを検討する。国際法や国家の AI 利用のあり方について各国事例や WJP Rule of Law Index を用いて考察させた。

発表①：教職課程における法教育の意義と可能性：その2
——「いじめ」指導に関する刑事法的観点からの一考察

〔発表者〕隈本 光（東京都立大学）

昨年に引き続き、法教育の観点から教職課程の分析を行う。本年度は「いじめ」問題に焦点をあて、教員による指導の在り方や、関連する法律・ガイドライン等の解釈について、刑法・刑事訴訟法の観点から検討する。

発表②：教員養成段階における法教育の取組

〔発表者〕猪瀬 宝裕（茨城大学全学教職センター）、根本 信義（茨城県弁護士会）

教育現場での法教育の一層の普及発展に向けて、教壇に立つ前段階の社会科・公民科の教員志望学生と行った法教育を意識した授業づくりと実践の取組を報告する。

発表③：法教育は科学的探求学習たり得るか ——法教育授業の「問いの構造」を考える

〔発表者〕野坂 佳生（福井弁護士会）

実用法学が因果関係の探求ではなく法的価値体系の探求を目的とする社会科学であり、仮説の立て方も他の社会科学とは異なることを踏まえて、法教育授業における「問いの構造」を検討する。

発表④：法・法学と人生

〔発表者〕廣瀬 久和（東京大学）

法（又は法学）と人生との関わりという観点から、具体的な法学者について、その家庭や学校教育において、「法」や法学がどんな役割を有したかを考える中で、「法と教育」の意味を再考してみたい。

発表①：生成AIと想像力

〔発表者〕真野 祥一（第二東京弁護士会）

法律相談の中で「生成AI」「AI弁護士」等の話が増えました。AIを使う人間の「想像力」が重要さを増していると考えます。そこに法的思考や弁護士が果たす役割について実務の中からの一考をお伝えいたします。

発表②：AIを活用した模擬裁判教材作成とジュニアロースクールの実践
—— 福岡県弁護士会の取り組み

〔発表者〕八木 大和（よつば法律事務所〔福岡県弁護士会〕）

福岡県弁護士会は、例年、100名前後が参加するジュニアロースクールを実施。2025年度はAIを活用し男女間の金銭トラブル（消費貸借か贈与か）の教材を作成、模擬裁判を行った。その実践を報告する。

発表③：民事模擬裁判の発展可能性 ——高校と大学での実践から

〔発表者〕長島 光一（帝京大学）

模擬裁判といえば刑事が多く、民事の模擬裁判をどのように行うかが課題といえる。そこで、これまでの高校や大学での実践から見えてきた課題と民事の模擬裁判の発展可能性を報告する。

発表④：教育現場での合理的配慮をめぐる当事者の語りをどう生かすか

〔発表者〕畑中 綾子（尚美学園大学）

医療的ケア児の親や障害当事者の語りは、権利や合理的配慮を考える重要な資源である。本報告では、当事者の語りを教育現場や政策形成に生かす意義と課題について検討する。

発表⑤：東大法科大学院生による法教育 ——2025 年度 33 件の出張授業から見えること

〔発表者〕福島 有紀、一方井 健澄、松岡 季音声、山崎 礼佳（東京大学法科大学院出張教室）

東京大学法科大学院出張教室では、学生が作成した独自教材を用いて全国で法教育を行っています。これらの活動で集めた知見をもとに、生徒に近い立場としての法科大学院生が教える意義と活動成果について報告します。

発表①：高校生がつくる模擬裁判 ——「公共」「総合探求」との関係で

〔発表者〕川田 泰之（早稲田大学高等学院）、河野 敏也（桃山学院大学法学部）

総合的な探究の時間において、高校生が模擬裁判のシナリオを作成し、学校行事で上演した。その授業の実践報告とともに、生徒自らシナリオを作成することの意義について、「公共」「総合探究」との関係から考察する。

発表②：法教育の実践 —— 憲法を「体験」する刑事模擬裁判

〔発表者〕 國井 恒志（東京高等裁判所）

報告者は、裁判官として、数多くの裁判員裁判を担当すると同時に、広報活動として裁判員裁判の模擬裁判を行ってきた。昨年度に続き、模擬裁判の予習として生徒に説明した内容を紹介し、参加者の意見を伺いたい。

発表③：多様性と異文化・国際理解の学びを意図した模擬裁判の実践的研究

〔発表者〕 札埜 和男（龍谷大学文学部）

2024 年岡山の商業高校「総合」での模擬裁判にて県内最多外国人のベトナム人が登場する教材を作成した。その過程でベトナム事情を学び学習後には異文化交流も生れた実践を報告し新しい模擬裁判の可能性を考える。

発表④：法学初学者の法的判断における理由づけの特徴に関する一考察

〔発表者〕 塩盛 俊明（京都文教大学）

初学者は法的問題の判断に際し、価値判断への依拠がみられることが少なくない。本報告では、学生の法的判断の理由づけの特徴に着目し、事実認識や規範理解との関係から法的思考の形成過程について探索的に検討する。

発表⑤：裁判員裁判の量刑理由のテキストマイニング分析

〔発表者〕 山本 聡（神奈川工科大学 教職教育センター）

元首相銃撃事件の裁判員裁判では、宗教 2 世の被害者性の問題よりも民主主義への暴力の悪質性を強調。テキストマイニング分析を行い、「動機：教団への怒り」vs「社会的反響：政治テロ」の影響力を考察。

第 7 分科会（405 教室）

【司会：張江 亜希（第二東京弁護士会）】

発表①：子どものための哲学に関する学習 —— 翻訳した（P4C）教科書「ヌース」を用いて

〔発表者〕 松本 榮次（司法書士・関西学院大学・佛教大学）

「子どものための哲学」の創始者であるマシュー・リップマンのテキストの 1 つ「ヌース」を翻訳した。「ヌース」は人間の言葉をしゃべるキリンのお話である。地域の学習会や大学の授業などで実践したので報告する。

発表②：高校生における法解釈学習の実践 —— 七飯高校での授業実践を素材として

〔発表者〕 金源 成大、田中 智也（日本司法書士会連合法教育推進委員会）

日本司法書士会連合会と函館司法書士会が共催した『「法」で考える高校生の未来プロジェクト』の実践報告。紙芝居教材「解釈のちから」を受けた生徒たちの「法」に対する認識の変化を探る。

発表③：「解釈のちから」を起点とした総合的探究学習の可能性

—— 町民憲章の読み解きから高校生と地域の未来を考えた実践報告

〔発表者〕 青沼 千鶴（函館司法書士会〔日司連法教育推進委員会委員〕）

「豊かな町」「あたたかい町」とは何か。高校生が町民憲章の言葉を解釈し、地域の課題や未来像を考えた。司法書士による法教育と探究学習を接続する実践を報告する。

発表④：多様性の時代に求められる対話の力

—— デンマークの民主主義教育とデモクラシーフィットネスから考える

〔発表者〕 宮腰 紀子（株式会社関・空間設計）、神坪 浩喜（仙台弁護士会）

デンマーク視察で学んだ民主主義教育やデモクラシーフィットネスの実践を紹介する。多様な価値観が共存する社会において、対話を通じて合意形成を育む手法と、その応用可能性を共有する。

発表⑤：地域における法教育 —— こども食堂で見えた可能性と課題

〔発表者〕 榎藤 優里子、小牟田 毅（福岡県司法書士会 法教育・市民法律講座推進委員会）

こども食堂において司法書士が行った法教育の取組み。募集・広報の方法を含む実践報告。県内の様々な地域での取組みを通じて、こども食堂における法教育の可能性と課題を考察する。

第 8 分科会（406 教室）

【司会：小林 史明（明治大学法学部）】

発表①：ブロックを介した語り合いと聴き合いによる、インサイドアウト型いじめ予防教育の実践

〔発表者〕 大槻 美菜（東京都行政書士会 法教育推進特別委員会・行政書士 ADR センター東京）

小学校高学年向けに、LEGO®SERIOUS PLAY®メソッドを活用したワークショップを実施。作品を介した対話や共創を通じた“違いの価値化”が、多様性理解といじめ予防につながる可能性を検討する。

発表②：法教育を活用したデジタル・ウェルビーイング教育の実践

〔発表者〕 田中 友里（群馬県行政書士会）

子どものネットやゲーム利用をめぐる課題に対し、法教育を活用した教育実践を報告する。子どもの権利とウェルビーイングの観点も盛り込んだ授業にすることで、法教育の新たな展開可能性を考察する。

発表③：学習指導要領が規定する著作権関係のワード及び指導の視点に関する研究

〔発表者〕高橋 輝（日本行政書士会連合会国際・企業経營業務部知的財産部門）

外部専門家が行っている法令普及啓発活動を著作権に特化した普及啓発活動として学習指導要領に定める著作権関係の考え方を取り入れた出前授業ないし授業支援の内容及び方法について検討する。

発表④：大学及び短期大学における法学教育の実践報告

——法学初学者への効果的な導入方法の探索的検討

〔発表者〕齋藤 広明（兵庫県行政書士会など）

大学及び短期大学の法学初学者に対し、ケーススタディやグループワークを用いた法学教育の効果的な導入方法を検討し、衛生法規・会社法入門等の授業実践とアンケート結果から教育効果と課題を考察した。

ポスターセッション&ブックトーク

P1：高校生がつくる模擬裁判 ——シナリオの変遷を中心として

〔発表者〕河野 敏也（桃山学院大学法学部）、川田 泰之（早稲田大学高等学院）

高校生が作成した模擬裁判シナリオを対象に、原シナリオと大学教員の指導を経た修正版を比較し、指導がシナリオ構成や内容に与えた影響を可視化するとともに、その意義について考察する。

P2：法学部以外を志望する高校生のための探究学習における法教育

〔発表者〕神内 聡（兵庫教育大学・淑徳高等学校）

高校の法教育では様々な学部を志望する高校生が関心を持てる実践が必要だが、本発表では法学部以外の学部を志望する高校生2グループが行った探究学習による法教育に関連した研究成果を2本発表する。

P3：日本国憲法第31条が教えられない！

〔発表者〕渡邊 弘（鹿児島大学）

日本国憲法第31条の解釈学説は少なくとも5種あるが、同条から具体的に規範として何を引き出すべきかという点を教えるのは、文言上も極めて困難である。法教育において、この点をどう考えるべきか、問題提起する。

P4：Literature-Based Mock Trials & 文学模擬裁判

——18歳裁判員時代のシティズンシップ教育への模索

〔発表者〕札埜 和男（龍谷大学文学部）

文学模擬裁判は法的知識・思考力を手段に人間や社会を考える目的を持つが、諸外国にも文学を使った模擬裁判がある。他国の実践の方法を参考に、18歳裁判員時代に対応した新メソッドを構築する経過を報告する。

P5：学校における性的マイノリティの子どもたちへの適切な支援について

〔発表者〕桑山 隼人（星槎大学大学院博士後期課程）

近年性的マイノリティの人権を重視するようになったが、真野（2019）は「教員自身が性的マイノリティについての理解が不十分」と指摘する。本研究はこれを人権問題と捉え、教育学・法学からアプローチする。

P6：刑法各論の法教育の新手法 ——情報非対称型グループワークの提案

〔発表者〕柴田 茉依（慶應義塾大学法学部法律学科）、仲道 祐樹（早稲田大学社会科学総合学術院）

刑法各論は法教育の中でも扱いにくい素材である。学生との演習の中で、法的思考の養成と犯罪類型に関する知識の活用を両立させる手法として「情報非対称型グループワーク」を学生が発案したのでその概要を報告する。

B1：「18歳までに知っておきたい憲法のはなし」

〔発表者〕神坪 浩喜（仙台弁護士会）

「18歳までに知っておきたい憲法のはなし」が発刊されました。憲法は、国民が自らの幸せを追求できるために、国家権力を適切にコントロールするものであることを軸に、憲法について楽しく学べる本です。

B2：スポーツビジネスを通じたビジネス法教育

〔発表者〕石上 敬子（近畿大学法学部）

スポーツビジネスを入口にビジネス法を学ぶ新テキストを紹介する。民法・契約法を中心に、実務家コラムを交え、学生・スポーツ経験者・実務関係者の学びを橋渡しする企画意図と構成を報告する。

B3：対立から交渉への教育 紛争解決・合意形成のためのレッスン

〔発表者〕中沖 栄（株式会社清水書院）、小貫 篤（埼玉大学教育学部）

他者との対立を乗り越え、合意形成する力や、非認知能力の1つであるエージェンシーを育成する「交渉の学習」。その理論と実践を多様な角度から検討する。中高交渉コンペの具体的な内容や取り組みについても紹介する。

B4：法教育の知見から生まれた刑法入門書：『体験する刑法入門』

〔発表者〕仲道 祐樹（早稲田大学社会科学総合学術院）

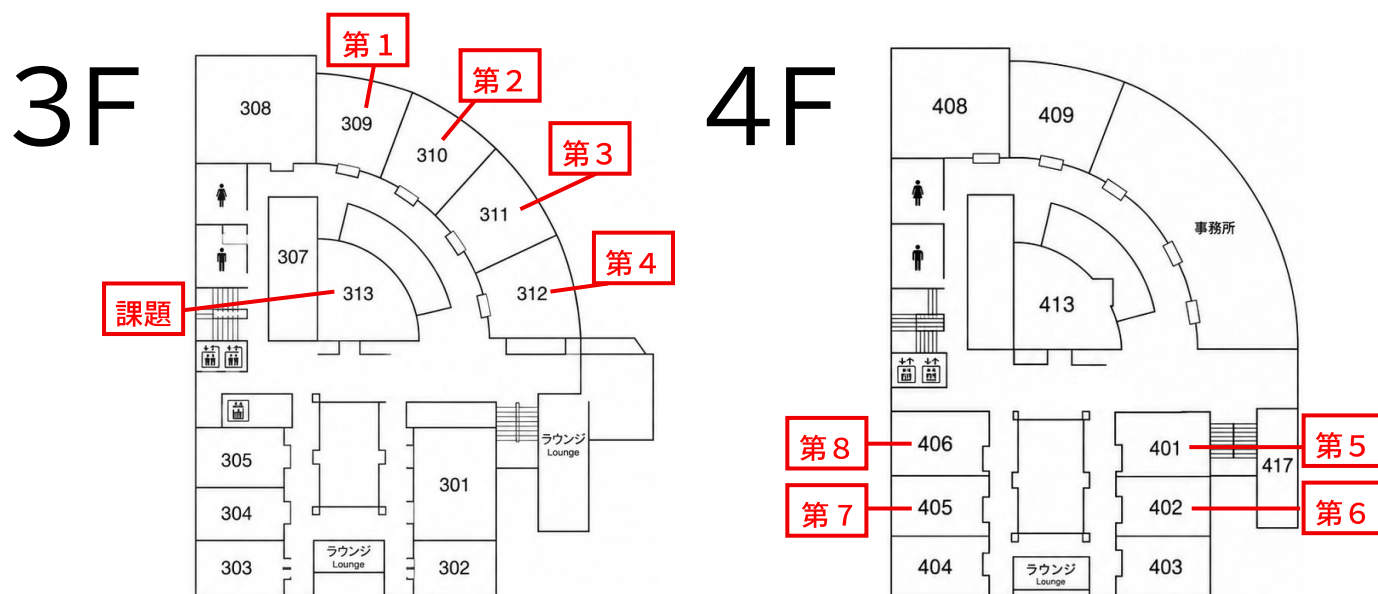
報告者のこれまでの法教育実践および本学会で得られた法教育の知見等を踏まえ、法学部ではない読者向けの刑法入門を執筆した。このブックトークでは、本書の基本思想を紹介し、会員と意見交換を行いたい。

《分科会タイムテーブル》

各発表は報告 20 分＋質疑応答 7 分＋休憩 3 分の 30 分間単位です。

タイムテーブルには筆頭発表者のみ記載しています。詳細は、「分科会 発表要旨」をご参照下さい。

			1	2	3	4	5
分科会名	教室	司会	09:30-10:00	10:00-10:30	10:30-11:00	11:00-11:30	11:30-12:00
課題研究	313	小貫篤 荻井順子	海渡 雄一 第二東京弁護士会 和田 俊憲 東京大学大学院法学政治学研究科 丸山 泰弘 立正大学法学部				
第 1 分科会	309	矢田 健一	村橋 直樹 埼玉大学教育学部 附属小学校	二階堂 年恵 広島文化学園大学	野寄 雄太 北海道教育大学 函館校	佐藤 伸彦 富山大学	岡部 純一 筑波大学大学院
第 2 分科会	310	中野 宏典	阿部 哲也 江東区立深川第五 中学校	池田 泰弘 弘前大学	吉田 稜 東村山市立東村山 第一中学校	寺本 誠 お茶の水女子大学 附属中学校	菊地 洋 岩手大学教育学部
第 3 分科会	311	橋本 康弘	得居 千照 静岡福祉大学	藤澤 潤 大阪弁護士会 出張授業 プロジェクトチーム	上田 耀大 兵庫教育大学大学 院学校教育研究科	山下 宗一郎 岡山弁護士会	堀口 愛芽紗 早稲田大学本庄 高等学院
第 4 分科会	312	福本 知行	隈本 光 東京都立大学	猪瀬 宝裕 茨城大学	野坂 佳生 福井弁護士会	廣瀬 久和 東京大学	
第 5 分科会	401	長島 光一	真野 祥一 第二東京弁護士会	八木 大和 福岡県弁護士会	長島 光一 帝京大学	畑中 綾子 尚美学園大学	福島有紀 東京大学法科大学院 出張教室
第 6 分科会	402	星野 泰志	川田 泰之 早稲田大学 高等学院	國井 恒志 東京高等裁判所	札埜 和男 龍谷大学文学部	塩盛 俊明 京都文教大学	山本 聡 神奈川工科大学
第 7 分科会	405	張江 亜希	松本 榮次 司法書士・ 関西学院大学・ 佛教大学	金源 成大 日本司法書士会連合会 法教育推進委員会	青沼 千鶴 函館司法書士会 (日司連法教育 推進委員会委員)	宮腰 紀子 株式会社関・ 空間設計	権藤 優里子 福岡県司法書士会 法教育・市民法律講座 推進委員会
第 8 分科会	406	小林 史明	大槻 美菜 東京都行政書士会 法教育推進特別委員会	田中 友里 群馬県行政書士会	高橋 輝 日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部 知的財産部門	齋藤 広明 兵庫県行政書士会	



法と教育学会事務局（公益社団法人商事法務研究会内）

E-mail:gakkai@houkyouiku.jp URL:https://gakkai.houkyouiku.jp